

基本目標4 尊厳のある暮らしの支援

基本施策	施策の方向
第1節 高齢者の権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進 (2) 後見人の担い手の確保 (3) 権利擁護に係る地域連携ネットワークの構築 (4) 詐欺犯罪等の被害防止
第2節 高齢者虐待の防止	(1) 虐待に対する問題意識の醸成 (2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化 (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 (4) 高齢者虐待防止マニュアルの定期的な見直し

第1節 高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者や身近に親族等を持たない高齢者などが増加する中、判断能力が十分でない認知症高齢者等の権利を守るために成年後見人が契約行為や財産管理等を代理して行う成年後見制度など、権利擁護事業へのニーズが高まっています。

そこで、令和元年度（2019）に策定した「桐生市成年後見制度利用促進基本計画」に基づいて、成年後見制度に関する周知や相談支援、後見人の担い手の確保、さらには権利擁護にかかわる多職種・多機関連携のネットワーク構築などを推進します。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や判断能力が十分でない高齢者が増加する中で、日常的な金銭の管理や介護保険サービスにかかわる契約締結などについて支援を行う権利擁護事業に対するニーズが高まっています。
- 認知症高齢者等、判断能力（事理弁識能力）の不十分な人の権利を法的に保護するため、介護保険制度の開始とあわせて、民法に基づく制度として平成12年（2000）4月より「成年後見制度」が創設されました。
制度開始から20年以上が経過していますが、いまだ十分な制度利用には至っておらず、手続きの煩雑さや費用負担の問題など、制度上の課題が指摘されています。
今後、後期高齢者の増加に伴い、成年後見制度への潜在的需要がますます高まっていくものと予測される中、制度周知の強化や後見の担い手となる人材の育成などが課題となっています。
令和4（2023）年3月に第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実をさらに進めることが求められています。本市では、「中核機関」を設置し、地域連携ネット

ワークを構築しています。また、地域福祉計画や障害者計画など、成年後見制度の利用促進に関連する他計画と連携しながら、成年後見制度の普及・啓発の推進、的確に対応できる相談窓口の確保など、成年後見制度の利用促進に係る取組を強化していく必要があります。

○成年後見制度

認知症等により判断能力が不十分な人の権利を守るために、家庭裁判所などが定めた後見人等が、契約等の法律行為や財産管理などについて本人を代理し、又は保佐・補助する制度です。成年後見制度には、判断能力が不十分になる前にあらかじめ自分が選んだ代理人と契約しておくことによって将来に備える任意後見制度と判断能力が不十分になった後に家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見制度があります。法定後見開始の申し立ては本人、配偶者、4親等内の親族等が行えることになっていますが、身近に親族等を持たない人については、市町村長が申し立てを行うこともできます。

○中核機関

成年後見制度の利用促進に関して、広報・相談、受任調整、市民後見人の養成、法人後見の推進及び後見人の支援等のさまざまな機能の中核をなすとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート機能を担う機関です。

地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つこととされています。

【中核機関に求められる機能】

- (1) 広報機能
- (2) 相談機能
- (3) 成年後見制度利用促進機能
- (4) 後見人支援機能
- (5) 不正防止機能

- 桐生市社会福祉協議会では軽度の認知症高齢者等が、生活に必要な福祉サービスを利用しながら地域で安心して暮らすことができるよう、桐生市社会福祉協議会が当事者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援やそれに伴う日常的な金銭管理などの援助などを行う日常生活自立支援事業を行っています。

施策の方向

(1) 成年後見制度の利用促進

市長による後見開始申し立ての窓口となっている市の保健福祉部を成年後見制度利用促進に関する機能の中核を担う機関（中核機関）として位置づける中で、制度利用に関する相談や「成年後見制度利用支援事業」の実施など、制度利用促進に向けた取組の強化を図ります。

(2) 後見人の担い手の確保

成年後見制度の利用に対する需要が高まる一方でその担い手が不足している状況を踏まえ、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職以外の後見人（市民後見人）を育成するための体制の整備や法人後見の推進に係る検討など、制度利用促進の基盤強化を図ります。

○市民後見人

法律・福祉等の専門資格を有しない親族以外の一般市民が後見人となるケースを指します。

市民後見人は、市町村等が実施する後見人養成講座の受講などを通して成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上で、家庭裁判所の選任を受け、後見人として活動することになります。

認知症高齢者や身近に親族等を持たない高齢者などが増加する中、法律・福祉等の専門職による後見人の役割を補完する新たな権利擁護の担い手としてその活躍が期待されています。

(3) 権利擁護に係る地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進の基盤として、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他介護・医療・福祉・司法等に携わる多様な専門職が相互に連携し、協働するしくみづくりを推進します。

(4) 詐欺犯罪等の被害防止

高齢者をターゲットにした悪質な詐欺犯罪等は多様化しており、被害を未然に防止するため、警察や消費生活センター、地域包括支援センター等の関係機関との連携により、被害に遭わないための知識の普及啓発や情報共有、注意喚起に努めます。

第2節 高齢者虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（厚生労働省）によると、平成18年（2006）4月に同法が施行されて以降、高齢者虐待の件数は増加傾向で推移しています。

近年、在宅における養護者（介護者）による虐待だけでなく、高齢者施設における養介護施設従事者等による虐待も増加傾向にあります。

虐待は、特定の個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題であり、虐待のない地域を創造するためには、関係する専門職や機関だけでなく、近隣における見守りなど、地域住民の役割も重要となります。

以上のことを踏まえ、高齢者虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組を総合的に推進します。

現状と課題

- 高齢者に対する虐待については、平成18年度（2006）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。令和3年度（2021）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、養護者（介護者）による虐待の判断件数は16,426件となっており、前年比で4.9ポイント減少しています。また、養介護施設従事者等による虐待の判断件数は739件となっており、前年比で24.2ポイント増加しています。これらは実際に発見された虐待の件数であり、在宅での介護が増える中、発見されていない虐待も多く存在していると考えられます。
- 市で相談・通報を受けている高齢者虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任など、さまざまです。また、セルフネグレクト（自己放任）の対応についても、虐待の5類型（身体的虐待、放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）には該当しませんが、虐待に準じた対応が求められます。虐待の背景には、家庭内における過去の人間関係や経済的事情、介護者の病気など、多様で複雑な要因が絡んでいるようです。

◆桐生市における虐待の相談・通報件数

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
養護者による高齢者虐待(件)	39	22	33	30	51
養介護施設従事者等による高齢者虐待(件)	4	4	4	5	2
合計	43	26	37	35	53

- 市では、現在、地域包括支援センターや警察、民生委員・児童委員などの関係機関と連携しながら相談・通報案件への対応を実施するとともに、虐待の早期発見と予防に努めているところですが、相談・通報を受けてから具体的な対策を実施するまでの手順や役割分担などをマニュアル等によって明確化し、さらに強固な支援体制を構築することが求められます。

施策の方向

(1) 虐待に対する問題意識の醸成

高齢者虐待防止研修会の開催などを通じて、多くの市民に高齢者虐待に対する問題意識や理解を深めてもらうことにより、虐待のない地域社会の実現を目指します。

(2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

地域包括支援センターや「高齢者虐待対応専門職チーム」などとの連携により、認知症高齢者のいる家庭へのケアなど、高齢者虐待にかかわる相談体制の充実を図る中で、「高齢者虐待防止マニュアル」に基づいて、虐待の早期発見や未然防止を図ります。

○高齢者虐待対応専門職チーム

法律と福祉の専門家が手を組んで高齢者虐待問題に対応しようと、群馬県弁護士会、群馬県司法書士会、群馬県社会福祉士会が結成した専門職チームで、市町村からの相談を受けた個別の事案に対する助言などを行っています。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設・事業所における高齢者虐待は、不適切なケアや不適切な運営の延長線上にあり、外部から把握しにくいという特徴があります。虐待の未然防止や早期発見の取組として、事故報告書や苦情、相談に対する調査、分析、指導、助言等を、群馬県と連携して行います。また、実地指導担当課と連携し、高齢者虐待防止の取組について指導する機会を設けます。

(4) 高齢者虐待防止マニュアルの定期的な見直し

多様化する虐待事案に適切かつ円滑に対応できる体制の強化に向け、地域包括支援センターとの連携、協働により高齢者虐待防止マニュアルを定期的に見直すとともに、関係者向けの研修会や事例検討会などを適宜開催します。